

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
基本目標1 『ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり』						
① ふれあい交流の促進 (計画書P49)	自治基本条例に基づく「市民が主役のまちづくり」の推進	1	市民活動補助事業 (市民協働推進課)	市民団体が自発的に行う公益性の高いまちづくり活動に対して補助金を交付し、それらの活動を支援する。	例年、15件程度の採択件数のうち4件程度地域コミュニティづくりの事業があった。 令和2年度はコロナ禍の影響で8件採択のうち、「仁良川ふれあい強化事業」「マママグマルシェ」の2件が地	団体メンバーの高齢化などにより継続性が弱まる可能性があり、採択を受けた事業が5年間の補助対象期間終了後も自立して継続できるよう支援する。
			学校運営協議会制度の推進 (学校教育課)	学校、保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める。	令和2年度はコロナ禍ではあったが、制度導入から3年が経過し、各協議会において地域や学校の実態に応じた活動が行われた。 地域学校協働活動についても、様々な制約の中、できる範囲で活動を実施した。 特に、「頑張る学校・地域！応援プロジェクト」事業では、国分寺中学校区において地域と学校が連携した様々	学校運営協議会の存在や活動を、地域の方々にもっと周知し、さらに多くの方を協議会の活動に取り込むため、運営マニュアルの修正等、情報発信方法の改善に取り組む。 協議会委員選出の方法を検討し、人材の確保を図る。 学校運営協議会に関係する方への研修会を実施する。 全市的な研修会を開催し、学校運営
	世代間の交流活動活性化のための支援	2	児童館事業 (こども福祉課)	地域の高齢者等と児童館利用者が、季節の行事等とおして地域交流・世代間交流を図る。	例年各館年2回程度実施していたが、令和2年度はコロナ禍のため中止。	高齢者だけでなく、中学生・高校生と利用者の交流及びファシリテーターの育成を目指す。 感染予防をしっかりと考え計画し少
	世代間の交流を通じた地域の活動の場づくりと地域で開催される交流活動への支援	3	市民活動補助事業 (市民協働推進課)	市民団体が自発的に行う公益性の高いまちづくり活動に対して補助金を交付し、それらの活動を支援する。	例年、15件程度の採択件数のうち4件程度世代間交流の事業があった。 令和2年度はコロナ禍の影響で8件採択のうち、「仁良川ふれあい強化事業」の1件が世代間交流の事業となっている。	団体メンバーの高齢化などにより継続性が弱まる可能性があり、採択を受けた事業が5年間の補助対象期間終了後も自立して継続できるよう支援する。
高齢者が気軽に集まれるふれあいサロンの増設及び運営のボランティア活動の推進	4	地域ふれあいサロン事業 (高齢福祉課)	地域住民やボランティアが主体となり、高齢者の憩いの場、交流の場として、各地区にサロンを開設し運営する。気軽に集まれる場所づくりと円滑なサロン事業運営のため、サロン運営団体に業務を委託し、介護予防事業の推進を図る。	令和元年度より社会福祉協議会への委託事業となり、サロン運営ボランティアの育成等連携を図っている。 サロンの新規開設や運営に係る相談、助成金の交付、会場調整などの支援を行っている。また、サロンのボランティアを養成するための講座を開催。 平成29年度：26ヶ所 平成30年度：40ヶ所 令和元年度：57ヶ所 令和2年度：55ヶ所	地域によっては通える場所にサロンがなく、サロン運営者やボランティアなど地域で担い手となる人材の発掘や養成が課題となっている。また、助成金交付を継続しているが、地域住民の自主的な活動として継続していけるよう支援が必要となる。 多団体・機関と協働し、サロンの活動内容充実及び未開設地域における新規開設に向けて継続的な支援を行う。新規開設については、生活実態把握調査を実施した自治会に対しても必要に応じた働きかけを行う。	

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた 課題・方向性
スポーツを通じた交流の推進		5	スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)	市民のスポーツニーズに的確に対応しながらスポーツ振興を図る。市民が生涯をとおしてスポーツを楽しみ、取り組むきっかけとするため、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供しスポーツの振興を図る。また、障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ交流会を開催する。	平成30年度より日曜日開催の事業に参加できない方へスポーツを通じた交流の場を提供することを目的に、平日の夜にキンボールスポーツナイトデイ(講習会)を開催した。 令和元年度末1月ころより、世界的流行が発生した新型コロナウイルス感染症の影響から、令和元年度末から令和2年度にかけて市が主催するキンボールスポーツ大会などの開催を中止した。	参加人数の確保ができていないものもあり、交流の場としての役割を果たすにはさらに多くの参加者を集める必要がある。
			市民体育祭開催事業 (スポーツ振興課)	市民総スポーツひとり1スポーツの基本理念のもと、地域の融和と一体化を図り、併せて地域コミュニティの醸成を図るため市民体育祭を開催する。	各種大会を実施しており、市民の交流の場となっている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため例年開催している大会を中止した。代わりに、10月には株式会社アールビーズが開催した個人のスマートフォンアプリケーションソフトを活用した「ランニング」と「ウォーキング」の順位を競うイベント「オクトーバー・ラン&ウォーク」に参加した。	参加者および参加自治会が減少している大会がみられるため、増加を目指す取組を行い、より多くの方々が交流できる場とする必要がある。 スマートフォンを活用した「オクトーバー・ラン&ウォーク」では、周知方法やアプリケーションソフトのダウンロード方法の複雑さなどの問題から参加人数が少なかった。市が行える範囲としては周知方法などを改善し、より多くの方が参加できるようにする
			市民活動補助事業 (市民協働推進課)	市民団体が自発的に行う公益性の高いまちづくり活動に対して補助金を交付し、それらの活動を支援する。	採択をうけた事業の中、軽スポーツを介して交流づくりをする事業は毎年度1件ある。 平成29年度：全15件中1件 平成30年度：全15件中1件 令和元年度：全17件中1件	団体メンバーの高齢化などにより継続性が弱まる可能性があるため、引き続き地域の課題解決につながる市民活動補助事業の募集を行い協働まちづくりを推進する。

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
② 地域交流の場となる拠点づくり(計画書P52)	地域の実情や状況に応じた公共施設の開放と有効活用の推進	1	公民館の管理運営(生涯学習文化課(公民館))	生涯学習の中核施設となるよう各種講座を展開し、自主サークル活動等の助言・支援を行い、地域住民が主体となって取り組む学習活動を推進する。	平成30年3月策定の公民館振興計画に基づき、事業を実施している。 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、思うような活動支援に至らなかった。	年々、自主サークルの高齢化が進み、団体の維持が難しくなっている。解散するサークルも目立ってきており、新しいサークルの立ち上げに向けた支援が必要となっている。
			ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の管理運営(社会福祉課)	年間を通して誰もが利用できる施設として、人と人との交流や安らぎの場等を提供できるよう、施設の円滑な管理運営を行う。	3館とも施設改修工事及び指定管理者制度の導入を実施した。ふれあい館は温水プール、ゆうゆう館は温浴施設、きらら館はトレーニング施設に特化し、利用者へのサービス向上を図っている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休館や施設の一部利用	各施設とも利用者が安心して利用できるよう、指定管理者と連携し適正な維持管理とサービス向上を図っていく。 また、安全な施設維持管理のため適宜修繕を行う。
			国分寺西小学校利活用事業(総合政策課)	学校適正配置基本計画に基づき閉校となった国分寺西小学校の利活用をするため、基本計画を策定し、地域の交流拠点となるコミュニティ施設や障害者支援施設として整備する。	改修工事が完了し、施設整備が完了した。 H30：国分寺西小学校利活用基本計画策定 R1：開発許可のための測量、土地利用計画策定、建物改修設計 R2：開発許可関連工事完了、建物改修工事完了	整備済み
	施設利用手続きの平易化・簡素化による利用の促進	2	公共施設予約システム(生涯学習文化課(公民館))	市ホームページ掲載の公共施設予約システムの利用促進	現利用者及び新規利用者に対し、予約システムの利用を促進し、多くのサークル、団体が利用するようになってきた。 (公民館施設の予約状況) 平成30年度：予約総数7,303件のうちインターネット予約数は2,157件 令和元年度：予約総数6,310件のうちインターネット予約数は1,816件	高齢者等、インターネットを使用していない方への対応が必要である。 また、令和3年度から「下野市公民館振興計画(第二次)」となり、目標を設け、計画達成のため、施策・事業を実施して行く
			公共施設予約システム(かんたんログイン申請)の利用(スポーツ振興課)		現システムにおいて、仮予約ではあるが、インターネットからの予約が可能となり、利用者の予約しやすい環境が整っている。近年では、個人の方が多く利用するようになってきたが、現状で1割程度 (体育施設の予約状況) 平成29年度：予約総数33,223件のうちインターネット予約数は3,004件 平成30年度：予約総数66,815件のうちインターネット予約数は6,356件	予約システム利用方法の周知及び使いやすいシステム作り。 現システムを活用し、引き続き、利用者の利便性を維持する。

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
	相談支援センターや地域活動支援センターなどの障がい者施設の整備と支援体制の強化	3	地域活動支援センター事業(社会福祉課)	地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。	「地域活動支援センターゆうがお」において、主に精神障がい者を対象に、創作的活動や生産活動等を行う場を提供するとともに、地域イベントへ積極的に参加するなど、障がい者の自立支援や社会参加を促している。 (実利用者数) 平成29年度：26名 平成30年度：28名 令和元年度：24名	利用者が少なく、事業内容が小さくなりがちであることから、利用者を増やす必要がある。 今後も、地域活動支援センター事業の充実を図り、障がい者等の地域支援を促進していく。また、利用者を増やすため、センターの周知を図る。
			障がい児者相談支援センター運営(社会福祉課)	障がいのある人はもちろん、そのご家族、または障がいがある人の生活を支援している方々にとっての地域の相談窓口となる。また、障がいのある人が地域で安心して、その人らしい生活ができるよう、各関係機関と連携を図り支援する。	相談支援体制の強化を図るため、令和元年度から基幹相談支援センターとして「下野市障がい児者相談支援センター」を設置し、人員を6名体制に強化して相談支援を実施している (相談・支援件数) 平成29年度：2,199件 平成30年度：1,761件 令和元年度：3,696件	相談件数は増えており、様々な地域課題が存在するなか、事業所不足は大きな課題となる。 様々な地域課題の中で優先順位を整理し、関係機関と連携しながら一つずつ課題解決に向けて取り組む。
	コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの運営支援を通じたコミュニティ活動の振興	4	コミュニティセンターの指定管理(市民協働推進課)	コミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターについて、地域のコミュニティ推進協議会を指定管理者として指定することにより、自治会の枠を超えた地域の交流と、より広域的な組織づくりを推進する。	平成29年度から継続してコミュニティ推進協議会を指定管理者に指定している。 コミュニティセンター指定管理が10施設。令和3年度から1施設が新たに指定管理となる。	老朽化した施設については、地元の意見を聴きながら適宜修繕する必要がある。 現在、市直営で管理運営しているコミュニティセンター5施設の管理について検討が必要である。コミュニティ
			コミュニティ振興(市民協働推進課)	コミュニティ推進協議会について、公益性・公平性に配慮し、その自主性・自立性を損なうことがないよう支援することにより、各地区のコミュニティ活動の振興を図る。	平成29年度から継続してコミュニティ推進協議会運営費の一部を補助した。 コミュニティ推進協議会11組織。令和元年度まではイベント補助は2	コミュニティ推進協議会の役員の担い手が不足している。 自主性・自立性を損なうことがないよう配慮しつつ、コミュニティ推進協議会への支援に取り組む。
			生涯学習情報センター管理運営(生涯学習文化課(生涯学習情報センター))	生涯学習ボランティアや市民活動団体に対し、活動場所を提供し、情報提供や助言・活動支援をすることで、地域住民の自主的な社会参画を促進する。	活動場所の提供、情報提供や助言・活動支援を行っている。またボランティア養成講座等を開催し、団体への新規加入者の支援を行った。 (生涯学習情報センター利用登録団体) 平成30年度：72件 令和元年度：64件 令和2年度：63件 (生涯学習ボランティアバンク登録者・団体) 平成30年度：70件 団体18件	利用登録団体等の減少、団体会員の高齢化もあり、新規会員の加入が課題となっている。 今後も利用団体やボランティアバンク登録者と協働事業の開催を積極的に進め会員を増やす。

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
③ 地域を 支え、 育む コミュ ニティ づくり (計画書 P53)	自治基本条例に定める「協働によるまちづくり」の推進	1	市民活動補助事業 (市民協働推進課)	市民団体が自発的に行う公益性の高いまちづくり活動に対して補助金を交付し、それらの活動を支援する。	採択をうけた事業の中で毎年度地域コミュニティづくりにつながる事業が数件あった。 平成29年度：全15件中5件 平成30年度：全15件中4件 令和元年度：全17件中4件 令和2年度：全8件中2件	団体メンバーの高齢化などにより継続性が弱まる可能性がある。 採択を受けた事業が5年間の補助対象期間終了後も自立して継続できるよう支援していく。 引き続き地域の課題解決につながる市民活動補助事業の募集を行い協働の
			ふれあい学習推進事業 (生涯学習文化課)	地域と学校が協働し地域全体で子どもたちの成長を支えるため、「ふれあい学習推進委員会」を設置し、地域と学校の意見交換・連携の場とする。	外部講師を招き、各学校の地域連携教員及び学校運営協議会委員を対象に研修会を実施している。また、各学校の「ふれあい学習」に関する取り組みについて情報交換や意見交換を行い、情報共有の場としている。	「地域とともにある学校づくり」に向けて、地域と学校を円滑にコーディネートできる人材の発掘や育成が必要である。 学校支援ボランティアの周知に努めるとともに、地域学校協働活動推進員の活動を積極的に促していく。 有意義な情報共有・研修の場となる
	自治会との連携強化や自治会の意義のPR	2	自治会振興 (市民協働推進課)	市民と行政の連携により、行政情報の効果的な周知、自治基本条例に基づく協働によるまちづくりを推進するため、自治会長の職務に鑑み、自治会長を非常勤特別職として委嘱する。自治	令和2年度から地域の代表者としての自治会長に市の事務の一部を委嘱とともに、自治会長ガイドブックを配付するなど自治会長と連携し自治会活動を推進した。	自治会長への負担が大きくなりつつあるため、各班長の協力体制が必要となる。自治会長をはじめ各班長の自治会活動への理解を高めていく。
	地域情報のきめ細やかな提供	3	地域情報化の推進 (総合政策課)	地域情報化計画に基づき、情報化推進基盤を整備するとともに、情報化による市民サービスの向上や安全・安心なまちづくり、行政事務の高度化・効率化及び地域の一体感の醸成と活力あるまちづくりに取り組む。	下野インフォメーション等を広報紙や市の広告入封筒にて周知を行った。 平成29年度に市HPシステムを更改し、国の定めるWebアクセシビリティ基準に準拠させ、スマートフォンも対応可能とした。平成30年度に市HP緊急情報Twitter投稿機能、平成31年度に多言語ユニバーサル情報配信	障がいの特性や言語の違いなど、様々な理由により情報を入手しにくいと感じている方もいるため、さらなる周知方法について考える必要がある。 情報を入手するために利用いただけるツールについて、より広く周知を図っていく。
市民活動支援サイト「Youがおネット」 (生涯学習文化課 (生涯学習情報センター))			情報発信会員がさまざまな情報を発信することで、市民間のふれあいや協働のきっかけづくり、市民活動の活性化を支援する。	市民活動支援サイトを活用し、団体活動状況の情報提供を図った。 (市民活動支援サイト「Youがおネット」会員数) 平成30年度：68件 令和元年	数多く発信する団体と活用の少ない団体との活用状況に差がある。 このサイトを活用し、さまざまな情報発信をすることで市民間のふれあいや協働のきっかけづくり、コミュニティ活動の活性化を支援するよう、今	
転入者に対する市の窓口やホームページを活用した自治会等の地域活動を行う組織の紹介や情報提供	4	自治会に関する情報の提供 (市民協働推進課)	自治会の活動内容をホームページに掲載している。転入者には市民課窓口で自治会加入案内を配付し、自治会に関する情報を提供する。	継続して、自治会の活動内容をホームページに掲載し、転入者には市民課窓口で自治会加入案内を配付した。	自治会加入率が年々低下していることから、加入促進に向けた対策が必要である。特に、転入者の自治会加入を促す対策を行う。 引き続き、各種媒体により自治会についての情報を提供する。	

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた 課題・方向性
	コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの運営支援を通じたコミュニティ活動の振興	5	コミュニティセンターの指定管理 (市民協働推進課)	コミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターについて、地域のコミュニティ推進協議会を指定管理者として指定することにより、自治会の枠を超えた地域の交流と、より広域的な組織づくりを推進する。	平成29年度から継続してコミュニティ推進協議会を指定管理者に指定している。 コミュニティセンター指定管理が10施設。令和3年度から1施設が新たに指定管理となる。	老朽化した施設については、地元の意見を聴きながら適宜修繕する必要がある。 現在、市直営で管理運営しているコミュニティセンター5施設の管理について検討が必要である。コミュニティ
			コミュニティ振興 (市民協働推進課)	コミュニティ推進協議会について、公益性・公平性に配慮し、その自主性・自立性を損なうことがないように支援することにより、各地区のコミュニティ活動の振興を図る。	平成29年度から継続してコミュニティ推進協議会運営費の一部を補助した。 コミュニティ推進協議会11組織。 令和元年度まではイベント補助は2	コミュニティ推進協議会の役員の担い手が不足している。 自主性・自立性を損なうことがないように配慮しつつ、コミュニティ推進協議会への支援に取り組む。
	地区社協を主軸とする社会福祉協議会活動の後方支援	6	社会福祉協議会育成事業 (社会福祉課)	地域福祉の推進の中核的な役割を果たす社会福祉協議会の経営基盤の安定と強化を図ることで、社会福祉事業の能率的運営と、地域社会福祉の推進を図る。	社会福祉協議会活動の説明の場を提供するため、コミュニティ担当課との連絡・調整を図り、活動推進のための連携・協力体制づくりを支援している。 市民協働推進課と連携し、コミュニ	地域住民一人ひとりが地域福祉を推進するために、社会福祉協議会の地域に根差した活動を通じ意識の向上を図るよう取り組まなければならない。 関係団体等と連携し、社会福祉協議会の活動をさらに支援していく。

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた 課題・方向性
④ 支え 合い ネッ トワ ーク の充 実 (計 画書 P54)	「新しい介護予 防・日常生活支 援総合事業」の 推進	1	新しい介護予 防・日常生活支 援総合事業 (高齢福祉課)	健康寿命を延伸し、介護状態とならないために実施する。対象者の心身の状態に合わせて参加できる事業体系として整備し、介護予防の充実を図る。	地域リハビリテーション活動支援事業として、地域ふれあいサロン等にて各専門職（リハビリ専門職、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士）による講話や、健康運動指導士の運動教室を実施している。 交通の問題で地域ふれあいサロンに参加できない方を対象にふれあいサロンを開催している。	専門職の講話は、地域ふれあいサロン（55か所）を対象に実施してきたが、より多くの市民に啓発できる機会を作っていく必要があり、老人クラブ（25か所）も対象に追加して開催する。 ふれあいサロンの内容が、座っている趣味に関するものが多く、より介護予防につながるような内容の検討が必要である。 専門職の通いの場への関わりの強化が必要（リハビリ職、管理栄養士、歯科衛生士等）
			医療介護連携推 進事業 (高齢福祉課)	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進する。	在宅医療・介護連携推進協議会は、認知症の対応力強化のため認知症対策推進委員会と同時開催し、協議を基に事業展開している。（年1回開催）	関係者間のさらなる連携強化と、在宅医療に関する市民の理解を深める必要がある。 研修会の開催方法や内容について、在宅医療・介護連携推進協議会で諮る
	地域包括ケアシ ステムの構築	2	認知症施策推 進事業 (高齢福祉課)		認知症対策推進委員会での協議を基に、事業展開している。（年1回開催） 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催回数や内容に変更が生じた。	関係機関の連携強化と、本人・家族支援の充実、市民啓発のさらなる推進が求められる。 認知症サポーターやチームオレンジしもつけの周知及び活動の拡充や、関係機関との連携体制の強化及び活動内
			地域ケア会議事 業 (高齢福祉課)		「地域ケア個別会議」（随時開催）、「地域ケア推進会議」（年1回開催）、「自立支援型ケア会議」を開催（令和元年度から月1回開催） 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動制限された中での実施となった。	ケア会議から抽出される地域課題を、社会資源開発・政策形成にいかにつなげるかの協議が必要。 地域と関係機関の連携を強化し、地域ケア会議（個別、推進、自立支援型）から見えてきた地域課題や不足する社会資源に対する対策を生活支援体

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた 課題・方向性
	生活支援コーディネーターの活動支援と生活支援体制整備事業の充実	3	生活支援体制整備事業 (高齢福祉課)	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進する。	令和元年度より社会福祉協議会への委託。 第1層協議体は新たに委員選出を行い、他事業との関わりを深めることや活発な意見交換が行われるよう努めた。 第2層協議体については、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの担当で議題や進め方を検討しながら協議内容の充実を図った。 平成29年度：第1層協議体（年2回） 第2層協議体（9月から生活圏域ごと月1回） 実態把握調査（4地区） 平成30年度：第1層協議体（年2回） 第2層協議体（生活圏域ごと月1回） 実態把握調査（5地区） 令和元年度：第1層協議体（年2回） 第2層協議体（生活圏域ごと月1回） 実態把握調査（6地区） 令和2年度：1層協議体（1回） 第2層協議体は月1回開催（4～7月、1～3月の開催は中止） 実態把握調査（3地区）	地域課題の解決に向け、住民参加型有料サービスの拡充や、通いの場の無い地域への働きかけ、事業所などとの協力体制構築の必要性が高まっている。 生活支援コーディネーターが地域課題把握に取り組んでいるところであるが、地域住民や関係者との関係性づくりも進めていく必要がある。 地域包括支援センターとの連携を強化し、個別ケースから見えてくる地域課題の把握と解決に必要な社会資源の開発を検討する。 引き続き第1層協議体の委員である関係機関と協力、協議を通じて地域資源開発等に取り組んでいく。
	ひとり暮らし高齢者への「安否確認システム」の貸与や、ごみ出しが困難な高齢者等の見守りを兼ねたごみ出しの実施	4	安否確認システム貸与 (高齢福祉課)	緊急時に対応できる安否確認機能の付いた緊急通報システムを貸与し、安心した生活の確保及び精神的な不安の解消を図ります。	件数が増加傾向である。 (利用者延べ人数) 平成29年度：96名 平成30年度：108名 令和元年度：117名 令和2年度：127名	対象となるひとり暮らし高齢者が増加している。 設置に当たり固定電話が必要となるため、利用条件に制約があり、現行システムの代替となるもの、あるいは、現行システムを補完する仕組みについて調査検討する。 引き続き、事業を紹介するチラシ等を活用し、包括支援センターやケアマネジャー、民生委員等に周知を図っていく。
			声かけふれあい収集事業 (高齢福祉課)	ごみ出しが困難な高齢者等のごみ出しを見守りを兼ねて実施し、回収時には声掛けを行うことにより異変に対しての連絡体制を構築し見守りを行う。	件数が増加傾向である。利用を仲介するケアマネに事業が定着している。 平成29年度：6名 平成30年度：7名 令和元年度：13名 令和2年度：30名	本当に必要な方への周知を進める一方で、地域で高齢者を見守り、支えていく体制づくりを進める必要がある。 また、要件に当てはまらないが必要としている方への支援や、ゴミの分別や回収時間の調整など、ホームヘルパーの協力が必要な利用者が多いことも課題。

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
	地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりと拡大	5	見守りネットワーク事業(高齢福祉課)	地域で活動する団体や企業、高齢者と接する機会を有するすべての関係者が連携して、地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりに取り組み、拡大を図っていく。	協定締結件数が増加している。毎年度、事業推進研修会を1回開催している。 平成29年度：1事業所(1店舗) 平成30年度：2事業所(2店舗) 令和元年度：4事業所(14店舗) 令和2年度：2事業所	市が業務委託している事業所からの情報提供に比較して、それ以外の事業所からのものが少ない。異変に気付いても情報提供前に解決しているものについて、市への報告を求めることとし、報告手順、様式を整備する。 また、もっと身近な自治会との連携があまりできていないので、地域全体で見守りをする基盤づくりが必要である。
	自治会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携した支援を必要とする人の把握	6	災害時等要援護者支援事業(高齢福祉課)	下野市において加齢や障がい等により身体的・肉体的ハンディキャップを持ち、迅速な判断や行動が懸念され支援が必要とする者に対する災害時における支援体制を整備することにより、要支援者の生命や身体を保護することを目的とする。 災害時等の緊急時における支援活動及び要支援者の安否確認がスムーズに行えるよう、対象者の同意による登録制の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、管理する。 【対象者】 ・65歳以上一人暮らし高齢者 ・65歳以上高齢者のみ世帯 ・身体障害者手帳所持者(1、2級) ・療育手帳所持者(A、A1、A2) ・精神障害者保健福祉手帳(1級) ・難病患者等福祉手当受給者	民生委員協議会において避難行動要支援者名簿について定期的に周知し平常時の見守りを促している。また名簿登録者の個別支援計画の内容変更については、連絡票で随時受付し、情報更新に努めている。 また、令和元年度から名簿管理システムを導入し、住基システムとの連動により名簿登録者の基本情報が自動更新できるようになった。 平成29年度：4,533名 平成30年度：4,383名 令和元年度：4,385名 令和2年度：4,385名	実際の対象者からみると、名簿登録の同意が取れているのは約半数の方にとどまっているため、今後も継続して登録の勧奨をしていく。 法改正による個別避難計画(仮称)の作成。任意作成のもの改善を図る必要がある(マイナンバーに紐づく情報の活用等)。
			災害時等要援護者支援事業(社会福祉課)		対象者の同意による登録制の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、管理した。また、令和元年度からは住基と連動した名簿の一括管理システムを導入し、運用を開始した。 民生委員児童委員と連携し、随時名簿登録者の実態を調査し、適正な把握をしている。	住基と連動したことにより、死亡者や転出者等の情報が更新されるが、住基上と実態が異なる場合がある。また、新任の民生委員児童委員の中には、避難行動要支援者名簿の内容に変更があった場合、連絡票を提出することを分かっていなかった方がいた。 より正確な情報を共有し、災害時の安否確認がスムーズにできるよう連携を図っていく。

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
基本目標2 『安全・安心な暮らしやすいまちづくり』						
① 福祉サービス の充実 (計画書P57)	介護保険事業の円滑な推進	1	介護負担額軽減事業 (高齢福祉課)	社会福祉法人が利用者の負担の減免をした場合に、その減免分を助成する。低所得高齢者に対して、介護保険の利用者負担について軽減措置を講じ	包括支援センターや社会福祉法人への啓発を行った。 平成29年度：0件 平成30年度：1件 令和元年度：1件 令和2年度：1件	サービスを提供する事業者に制度に対する理解が必要なため、今後も継続して、事業所及び利用者へ周知を行う。
	地域包括ケアシステムの構築	2	医療介護連携推進事業 (高齢福祉課)	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進する。	在宅医療・介護連携推進協議会は、認知症の対応力強化のため認知症対策推進委員会と同時開催し、協議を基に事業展開している。(年1回開催)	関係者間のさらなる連携強化と、在宅医療に関する市民の理解を深める必要がある。 研修会の開催方法や内容について、在宅医療・介護連携推進協議会で改めて検討する。
			認知症施策推進事業 (高齢福祉課)		認知症対策推進委員会での協議を基に、事業展開している。(年1回開催) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催回数や内容に変更が生じた。	関係機関の連携強化と、本人・家族支援の充実、市民啓発のさらなる推進が求められる。 認知症サポーターやチームオレンジしもつけの周知及び活動の拡充や、関係機関との連携体制の強化及び活動内
			地域ケア会議事業 (高齢福祉課)		「地域ケア個別会議」(随時開催)、「地域ケア推進会議」(年1回開催)、「自立支援型ケア会議」を開催(令和元年度から月1回開催) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動制限された中での実施となった。	ケア会議から抽出される地域課題を、社会資源開発・政策形成にいかにつなげるかの協議が必要。 地域と関係機関の連携を強化し、地域ケア会議(個別、推進、自立支援型)から見えてきた地域課題や不足する社会資源に対する対策を生活支援体
	地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりと拡充	3	見守りネットワーク事業 (高齢福祉課)	地域で活動する団体や企業、高齢者と接する機会を有するすべての関係者が連携して、地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりに取り組み、拡大を図っていく。	協定締結件数が増加している。毎年度、事業推進研修会を1回開催している。 平成29年度：1事業所(1店舗) 平成30年度：2事業所(2店舗) 令和元年度：4事業所(14店舗) 令和2年度：2事業所	市が業務委託している事業所からの情報提供に比較して、それ以外の事業所からのものが少ない。異変に気付いても情報提供前に解決しているものについて、市への報告を求めることとし、報告手順、様式を整備する。 また、もっと身近な自治会との連携があまりできていないので、地域全体で見守りをする基盤づくりが必要である。
障がい者の地域での自立生活の推進を図るための生活サポート事業の実施	4	生活サポート事業 (社会福祉課)	急な転入等により介護給付支給が未決定の間、障がい者が安心した在宅生活を送るために必要な生活支援、家事支援等のサービスを提供する。	平成25年度以降、利用実績はない。	利用実績はないが、緊急性を要する場合も考慮し、提供体制を整えておく必要がある。	

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
	子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等への医療費の助成	5	医療費助成事業(社会福祉課)	0歳～年度末までに満18歳を迎えるお子さまを対象にこども医療費の一部を助成、妊産婦に対し医療費の一部を助成、重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成、ひとり親家庭の親と子に対して医療費の一部助成を行う。	こども医療費の一部助成対象者が令和元年度4月受診分より、0歳～年度末までに満18歳を迎えるお子さままでとなった。 (助成件数) ・こども医療費：平成29年度：128,590件 平成30年度：126,606件 令和元年度：111,541件 ・妊産婦医療費：平成29年度：3,054件 平成30年度：3,287件 令和元年度：2,528件 ・重度心身障害者医療費：平成29年度：17,016件 平成30年度：17,759件 令和元年度：13,519件 ・ひとり親家庭医療費：平成29年度：4,313件 平成30年度：4,221件 令和元年度：3,347件	こどもを除く医療費助成が、償還払いを採っている。 財政状況等を勘案し、可能であればできるだけ現物給付の対象を拡大していく。
	安心した子育てのための地域子ども・子育て支援事業の推進	6	ファミリー・サポート・センター事業(こども福祉課)	地域の子育て機能を引き出し、保育園や学童保育では支援できない部分を当センターで支援することにより就労しやすい環境を作り、仕事と育児の両立を支援する。	アドバイザーを配置し、相互援助活動の調整や相談を行っている。 (活動件数) 平成29年度：2,485件 平成30年度：2,810件 令和元年度：2,470件(令和元年12月末日現在) 令和2年度：2,760件	活動件数や依頼会員数が急増しているが、提供会員数が伸び悩んでおり、少ない人数で依頼をこなしている状況である。 更なる提供会員の募集に努めていく。
	生活困窮者への情報提供と助言を通じた自立支援	7	生活困窮者自立相談支援事業(社会福祉課)	制度の狭間に置かれていた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するもので、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体かつ計画的に行うことにより	状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っている。 平成29年度：1,071件 平成30年度：1,145件 令和元年度：1,054件 令和2年度：2,029件	様々な課題を抱える生活困窮者に対し、必要な情報の提供や専門的な助言、指導等を適切に行うことにより、早期の生活再建に向けた支援を行う必要がある。 8050問題、ひきこもり、DV問題、自死企画等の問題に対する対応方
②健康づくりの推進	充実した医療環境を活かした市民一人ひとりが健康に暮らせるまちづくりの推進	1	地域医療の体制強化(健康増進課)	市民が安心して適切な医療が受けられるよう整備を図る。特に医療資源を有効に活用するため、救急医療制度を市民へ周知するとともに、身近な医療機関に「かかりつけ医」をつくる働きかけを行う。	令和2年度に、小山地区定住自立圏構想の基本方針が見直され、今後は地区全体の一次救急の在り方を検討していくこととなった。 「かかりつけ医」の周知啓発については、市内保育園や小中学校へリーフレットを配付、また広報で周知した。 (リーフレット配付数) 令和2年度 小中学校 約5,000部	基本方針である一次救急の在り方の検討については、医師会や関係機関と十分に協議を行い進めていく必要がある。

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
(計画書 P 60)	健康増進事業の充実	2	健康増進事業 (健康増進課)	市民一人一人が「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康づくりを実践できる地域づくりを行う必要があり、地域の健康づくりのリーダーとなる健康推進員を養成する。市民の健康づくりへの動機づけ及び運動習慣の定着を促進するため健康マイレージ事業を推進する。	平成28年度から令和元年度まで健康づくり推進員養成講座を実施し、各種イベントへの参加や健康ウォークを企画し実施した。健康マイレージ事業は、参加事業や記念品の見直しを行った。 令和2年度については新型コロナウイルスの感染拡大防止により事業等の中止や縮小があった。 ・健康推進員及び食生活改善推進員 R2年度：85名	平成28年度から平成30年度の3年間で小学校区8人程度の健康推進員を養成することはできなかった。 健康推進員の活動を充実させるため、他市町の先進的な活動状況等を共有できる機会を設ける。 引き続きマイレージの普及啓発に取り組む。
			健康づくり、健康診査、がん検診の推進 (健康増進課)	市民の健康づくりを推進するため、各種健康教室、健康相談を開催する。各種検診においては、病気の早期発見・治療のため、受診しやすい環境づくりに努めます。	フッ素塗布事業にあわせヤング健診・子宮頸がん検診を行った。また、各種検診のネット申し込みや託児も行い受診率の向上に努めた。9か月児健診の際に保護者の血圧測定及び講話を実施し、若年世代に対する啓発に努めた。各種健康教室は継続して実施した。 平成30年度 集団検診：全39回 託児回数：16回(延べ77名) 令和元年度 集団検診：39回、託児回数：16回(延べ85名) 令和2年度 集団検診：28回、託児回数：11回(延べ39名)	各種健診の受診率は、毎年増加傾向となっているが、各種健康教室の参加者が減少傾向にある。 集団検診における託児を継続していくとともに、健康教室については、実施の見直しを図っていく。
	母子保健事業・母子支援事業の充実	3	母子保健事業、母子支援事業 (健康増進課)	母子の心身の健康保持増進及び疾病の早期発見を目的に、母子手帳の発行を行い、妊婦の健康管理を行う。妊婦の経済的負担軽減のため、妊婦健康診査の助成を行う。妊婦、出産、育児についての知識や技術の習得の場の提供を行う。妊婦のフォローを行い、産後は育児の相談や継続支援が必要になった親子や、精神面で経過観察が必要な親子に対し、安心して関わり方を学ぶ場の提供を行う。発達確認が必要な子	新規事業として、平成30年度から新生児聴覚検査の助成、令和元年度から、産後2週間健康診査の助成、産後ケア事業を開始した。 【実績】(母子健康手帳交付時面接実施数) 平成29年度：467件 平成30年度：434件 令和元年度：395件 令和2年度：432件	ホームページ、広報における情報提供の継続。 新たに産後ケア事業の訪問型を実施するため、事業のPRを図る。 オンラインでの相談、動画での情報提供について検討する。
	適正受診のあり方やかかりつけ医の必要性について啓発	4	小児救急医療 (健康増進課)	夜間の小児患者に対する電話相談(とちぎ子ども救急電話相談#8000)を周知するとともに、乳幼児健康診査の機会などに小児救急医療の適正な受診について啓発する。 病気になった際の初期の医療や日頃の健康に不安を感じた時に相談できる身近な診療所(クリニック)を持つことを推奨する。	乳幼児健康診査時に医療機関の適正受診とかかりつけ医の必要性について説明し、ホームページでも啓発した。また、出生届出時に行う面接において、子ども救急ガイドブックを配布し、説明を行った。 市内保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校において、救急医療のパンフレットを各施設を通じて家庭に配付した。 (令和2年度乳幼児健診時間診票から)	ホームページ、広報、乳幼児健康診査時、出生届出時面接等における啓発活動の継続。 市内保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校において、救急医療のパンフレットの配布を行う。
	感染症予防のための、予防接種の充実	5	予防接種事業 (健康増進課)	予防接種法に定められた法定接種や予防接種法に定めのない任意予防接種を実施することで、感染の恐れがある疾病のまん延を防止し、疾病の発病や重症化の予防を図る。 接種率の向上により発病時に係る医療費の削減を図る。 需要の高い乳幼児の任意予防接種費の一部を助成することで、子育て世代	市独自の助成として、平成30年度より、小児のインフルエンザと特別な理由による任意予防接種、令和元年には、おたふくかぜ2回目の助成を開始した。 また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の重症化予防のため、新たにインフルエンザワクチン接種の対象者を中学生、妊婦と拡大した。	適正な時期に予防接種ができるよう継続して、ホームページ、乳幼児健康診査等にて周知を図る。 ワクチンの供給状況についても必要時、情報を発信していく。

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
	健康維持メディカルトレーニング施設の充実	6	きらら館管理事業(社会福祉課)	きらら館は、温浴施設の廃止に伴い「健康メディカルトレーニング施設」として更なる充実を図る。平成29年度からは指定管理者制度を導入し、経営改善に努めサービス向上と経費の削減を図っていく。	令和2年度に、指定運動療法施設となったことを記者発表し、施設のホームページに掲載するとともに市健康増進課を通して医師会への周知を実施した。 ・平成31年1月22日 健康増進施設認定	指定運動療法施設として機能させるには、病院の医師からの紹介が必要である。市民の健康づくりのための施設であることから、健康増進課と連携し、医師への認識を高められるよう広く周知を図らなければならない。
			健康づくりトレーニング事業(健康増進課)	健康づくりに有効といわれる有酸素運動や筋力トレーニングなどを中心とする運動指導実践事業であり、市民の生活習慣病等の疾病予防や健康増進及び介護予防を目的に実施する。	平成29年度のトレーニング機器の入替をもって3か年計画が完了した。 (トレーニング利用者数) 平成29年度：46,726名 平成30年度：48,194名 令和元年度：35,356名	トレーニング利用者の数は増加しているが、参加者の生活習慣病の改善に繋がっているかの評価は実施できなかった。 トレーニング利用者の生活習慣病の改善効果を検証する
③防犯・防災体制の充実(計画書P62)	緊急医療体制の充実	1	AED整備事業(健康増進課)	突然心肺停止の際には、直ちに心肺停止蘇生と除細動電気ショックを行うことが極めて重要であり、公共施設に設置しているAED(自動体外式除細動器)を適正に管理する。 また、AEDは、いつでも緊急時に使用できることが必要であるため、本市の病院搬送前の救護体制を強化するためにも24時間利用可能な市内のコンビニエンスストア及び市有バス(デマンドバス含む)に設置する。	市内の24時間営業のコンビニエンスストア(25か所)と市有バス及びデマンドバスにAEDを設置した。 (AED設置台数) 平成29年度：81台(市公共施設：81 コンビニ：0 デマンド・市有バス：0) 平成30年度：109台(市公共施設：82 コンビニ：22 デマンド・市有バス：5) 令和元年度：115台(市公共施設：85 コンビニ：25 デマンド・市有バス：5) 令和2年度：117台 (市公共施設：85台 コンビニ：25台 デマンド：7台)	必要に応じ、AEDの設置を行ってきた。今後は、新たに必要となった場所へのAEDの設置や耐用年数に応じた入れ替えを継続して実施していく。 また、AEDが必要となった方が出た時に、AEDを的確に使用できる市民を増やすため、消防署等で行っているAEDの講習会の周知啓発に努める必要がある。
	避難行動要支援者名簿への登録の推進と民生委員・児童委員への情報提供の強化	2	災害時等要支援者支援事業(高齢福祉課)	下野市において加齢や障がい等により身体的・肉体的ハンディキャップを持ち、迅速な判断や行動が懸念され支援が必要とする者に対する災害時における支援体制を整備することにより、要支援者の生命や身体を保護することを目的とする。 災害時等の緊急時における支援活動及び要支援者の安否確認がスムーズに行えるよう、対象者の同意による登録制の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、管理する。	民生委員協議会において避難行動要支援者名簿について定期的に周知し平常時の見守りを促している。また名簿登録者の個別支援計画の内容変更については、連絡票で随時受付し、情報更新に努めている。 また、令和元年度から名簿管理システムを導入し、住基システムとの連動により名簿登録者の基本情報が自動更新できるようになった。 平成29年度：4,533名 平成30年度：4,382名	実際の対象者からみると、名簿登録の同意が取れているのは約半数の方にとどまっているため、今後も継続して登録の勧奨をしていく。 法改正による個別避難計画(仮称)の作成。任意作成のもの改善を図る必要がある(マイナンバーに紐づく情報の活用等)。
			災害時等要支援者支援事業(社会福祉課)	【対象者】 ・65歳以上一人暮らし高齢者 ・65歳以上高齢者のみ世帯 ・身体障害者手帳所持者(1、2級) ・療育手帳所持者(A、A1、A2) ・精神障害者保健福祉手帳(1級) ・難病患者等福祉手当受給者	対象者の同意による登録制の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、管理した。また、令和元年度からは住基と連動した名簿の一括管理システムを導入し、運用を開始した。 民生委員児童委員と連携し、随時名簿登録者の実態を調査し、適正な把握をしている。 平成29年度：425名 平成30年度：438名 令和元年度：446名	住基と連動したことにより、死亡者や転出者等の情報が更新されるが、住基上と実態が異なる場合がある。また、新任の民生委員児童委員の中には、避難行動要支援者名簿の内容に変更があった場合、連絡票を提出することを分かっていなかった方がいた。 より正確な情報を共有し、災害時の安否確認がスムーズにできるよう連携を図っていく。
	自主防災組織設置への支援を通じた地域の防災力の強化	3	自主防災組織活動補助金交付事業(安全安心課)	平成23年度に制定した下野市自主防災組織活動補助金の交付要綱に基づき、自主防災組織設置促進、地域の防災力向上のために補助金を交付する。	組織化に至っていない地域の自治会や自治会長を対象に防災講話を行い、自主防災組織設立の啓発を行い、平成27年度以降初めて令和2年度に3団体が新設され、合計11団体となった。また、自主防災組織と行政が合	自治会で組織化が検討されることが多いが、役員割当や運営方法などが課題になり組織化に至らないことが多い。 継続して組織化支援を行うとともに、自主防災組織の理解を深めるた

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた 課題・方向性
	防災団体・関係 機関との連携の 強化	4	総合防災訓練 (安全安心課)	大規模な地震発生時における火災を 想定し通報、避難訓練及び消火・救助 訓練等を行うことにより、石橋消防 署、消防団各部及び各参加団体との協 力体制を確立させる。また、市民の防 災に対する理解をより一層深め、防災	毎年1回、関係機関との連携により 実施している。 令和2年度は 新型コロナウイルス 感染拡大を懸念し中止。	より充実した訓練を実施するため、 関係各課や外部関係機関と検討してい く。 また、実施できない場合でも、平時 の連絡体制を強化する等、連携体制の 強化を図りたい。
	防犯・防災意識 の高揚のための 啓発活動の推進	5	社会を明るくす る運動 (社会福祉課)	7月の強化月間を中心に、街頭での ティッシュ配付や講演会、学校訪問等 により更生保護の啓発活動を行っている。	保護司、更生保護女性会を中心と し、関係機関と連絡し活動を進めてい る。	関係機関と連携を密にし、更なる活 動に取り組んでいく。
防災ラジオの配 付 (安全安心課)			国からの緊急情報や市からの防災情 報などを下野コミュニティFM「FM ゆうがお」から発信される緊急割込放 送によりお伝えする機能を備えたラジ オを配付する。	広報やコミュニティFM等で防災ラ ジオの有用性について周知・啓発を 行った。 令和元年11月より無償貸与開始、令 和元年度12月より有償配付開始	有償配付数が伸び悩んでいる。これ までの広報などによる啓発に加え、特 に高齢者等が参加するイベント等でチ ラシを配布し、啓発促進する。	

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
	地域ぐるみの学校安全体制の推進	6	交通指導員配置事業(安全安心課)	交通指導員活動及び運営	学校の要望等も確認し、適正な場所に交通指導員を配置することができた。 また、欠員に対しては速やかに補充を行うことができた。	市内の交通状況を踏まえ、交通指導員の配置箇所を見直し、適正配置を図る必要がある。 交通指導員として必要な知識や経験を得られるよう、研修会の開催や相
			スクールガードへの支援(教育総務課)	各小学校で募集するスクールガードボランティアに対し、防犯ベストの配付による支援をする。	スクールガードボランティアの保険に加入し、定期的にベストの配付を行っている。 (スクールガードボランティア数) 平成29年度：503名 平成30年度：464名 令和元年度：445名 令和2年度：453名 (スクールガードリーダー数) 平成29年度：3名 平成30年度：3名 令和元年度：3名 令和	危険な犯罪が増えている現状を鑑み、スクールガード支援の強化を行う必要がある。
			防犯灯の整備(安全安心課)	安心・安全なまちづくりを推進するために、防犯灯の設置及び維持管理に努める。	自治会要望を確認しながら、基準にもとづき適正な箇所にLED灯を設置することができた。 【実績】(新規設置数) 平成29年度：68灯 平成30年度：59灯 令和元年度：78灯	自治会長への手続きの周知と、適正なLED灯の設置・撤去等の維持管理を行う。
	地域で活動する団体の活動内容の把握と活動の支援並びに関係機関との連携の強化	7	社会教育関係団体の支援(生涯学習文化課)	社会教育事業を計画的かつ継続的に実施し、その効果が期待できる団体を社会教育関係団体として、補助金交付や自主活動の後方支援を行う。	青少年の健全育成活動に取り組んでいる団体に対し、各種事業の支援や補助金の交付をしている。補助金の交付にあたっては、社会教育委員会協議の意見を聴取し、交付決定している。	少子高齢化や後継者不足等により、いずれの団体も会員数・活動内容が縮小傾向にある。 団体が市の防犯・防災や子どもの健全育成に寄与できるよう、必要に応じて
			自主防災組織の設立及び活動に対する支援(安全安心課)	災害発生時に住民同士が助け合う「互助・共助」を円滑に行うため、主に自治会を最小単位とした自主防災組織の設置を促進し、また、自主防災組織が行う研修や訓練などに対し支援を行う。	自主防災組織や自治会単位で行われる防災訓練に職員が参加し、災害時の市の体制や下野市における過去の災害の状況、市で備蓄している食料や資機材の紹介などを行っている。 また、新たに自主防災組織の立ち上げを検討している自治会に対しては、各種補助制度の案内や規約、組織体制	下野市においてはまだ自主防災組織の設置率が低く、今後、設置率を向上させていく事が求められる。 自治会長に対して補助金制度についての案内を継続していくほか、市総合防災訓練などの行事に積極的にご参加いただき、住民の防災意識の高揚を図るほか、自主防災組織設置の必要性に
④バリアフリーの推進(計画書P64)	栃木県「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいた公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化の推進	1	児童館整備事業(こども福祉課)	石橋複合施設における児童館機能について、ユニバーサルデザインやバリアフリーを導入する。	児童館におけるワークショップの実施結果等をもとに提案等に反映し、令和2年度には要求水準書を元に基本設計を完成した。	令和4年度の竣工に向けて引き続き連携をしていく。
			自治医大駅周辺バリアフリー整備事業都市再整備計画事業(自治医大駅周辺地区)※次年度事業名の再変更を	交通バリアフリー計画に基づき、自治医大駅の東・西口にエレベーターを整備するとともに、周辺道路のバリアフリー化を図る。	令和元年度より、都市再生整備計画事業(自治医大駅周辺地区)として事業着手。 令和2年度は、市道7002号線の改良舗装工事に着手した。 自治医大駅東口広場の歩廊シェルターについては、JR及び栃木県建築課と設計協議を行い、実施設計を完了	市道7002号線、市道7036号線及び自治医大駅東口広場の改良舗装工事の施工については、道路利用者の安全を確保するため、受注者と連携を図りながら、より一層丁寧な対応を行う。 自治医大駅東口広場の歩廊シェルターについては、道路利用者の利便性の向上を図るため、早期完成を目指す
	高齢者や障がいのある人の移動	2	市内公共交通推進事業運転免許証自主返納者支援事業(安全安心課)	65歳以上の高齢者を対象として、自主的に運転免許証を返納した方にデマンド交通の回数券等を交付する。また、返納の際に運転経歴証明書を取得した方に、道の駅しもつけの商品券を	市ホームページに掲載している他、警察署で自主返納した方に対して案内を配布している。高齢者による交通事故の報道もあって、申請者は増加傾向にある。 平成29年度：129件 平成30	支援内容の選択肢に、需要のあるものがない、支援が1度きりで不満という意見も少数あるため、今後の申請状況を見ながら内容について検討する必要がある。
高齢者外出支援事業(高齢福祉課)			通院等で公共交通機関を利用することが困難な75歳以上の高齢者に、外出支援を推進し、高齢者の孤独感やひきこもり防止を図る。デマンドバス登録者の75歳以上の高齢者に、デマンドバス利用券を交付する。	平成29年度から令和元年度にかけて申請者件数が増加傾向だったが、令和2年度は新型コロナウイルスの発生・拡大により前年度比83%にとどまった。 平成29年度：726名 平成30年度：778名 令和元年度：797名 令和2年度：661名	デマンド交通の事業者変更により利用方法が変わるため、継続利用者に周知が必要。 デマンド交通が従前より利用しやすい形態となっているので、周知を図り利用促進につなげる。	

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
	手段の充実		福祉タクシー事業(社会福祉課)	電車・バス等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者(身体・知的・精神)の通院、外出支援のために、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部を助成する。	令和元年度から福祉タクシー券交付場所を市役所に一本化した。令和2年度交付時にはアンケート調査を実施した。(交付枚数) 平成29年度:18,876枚(利用率:43.7%) 平成30年度:20,144枚(利用率:41.6%) 令和元年度:22,716枚(利用率:32.1%) 令和2年度:20,368枚(利用率:38.2%) (事業所数)	アンケート調査結果を踏まえ、利用率の向上を図る。
	障がいのある人についてのパンフレット等の作成・配布による心のバリアフリーに関する啓発	3	ヘルプカードやヘルプマークの配付(社会福祉課)	外見からは支援の必要性が見えにくい障がいや疾患を持つ方が、周囲から支援を受けやすくするツールとして、「ヘルプカード」と「ヘルプマーク」を配付している。	栃木県が作成した「ヘルプマーク」と下野市が作成した「ヘルプカード」を市役所窓口及び社会福祉協議会窓口において平成29年度から配付している。 【実績】 ・ヘルプカード 平成29年度:253枚 平成30年度:138枚 令和元年度:107枚 令和2年度:99枚	多くの人が「ヘルプカード」と「ヘルプマーク」の存在と目的を理解しなければ真の効果を得ることができない。 多くの市民が「ヘルプカード」及び「ヘルプマーク」を認知できるよう普及啓発活動に取り組む。
	バリアフリーに関する学習の機会や情報の提供などの支援の実施	4	障がい福祉セミナーの開催(社会福祉課)	障がいの中でも誤解と偏見が強い「精神障がい」について正しく理解し、地域全体で精神障がい者を見守り、支援に繋がる意識醸成を目的としたセミナーを実施する。	下野市障がい児者相談支援センターと地域活動支援センターゆうがおが中心となってセミナーを企画運営している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民向けには実施できなかった。	地域全体で精神障がい者への理解が高まるよう普及啓発活動に取り組む。
⑤ 生きがいづくりの支援(計画書P66)	老人クラブなど地域で活動する団体の育成支援	1	老人クラブ補助事業(高齢福祉課)	老人クラブ連合会を通して、単位老人クラブ活動の育成を図るとともに高齢者の活動を支援することを目的とし、老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や、ボランティアをはじめとした地域活動の推進を図るため、各単位老人クラブに補助金を交付する。	平成29年度から令和元年度にかけて老人クラブ数及び会員数が減少傾向にあり、令和2年度はクラブ数は維持されたが、会員数は前年度比94.7%に減少。 平成29年度:30クラブ(1,364名) 平成30年度:27クラブ(1,276名) 令和元年度:25クラブ(1,198名) 令和2年度:25クラブ(1,135名)	若手高齢者の加入が停滞していることによる会員の減少、及び会長の後継者不在によるクラブの減少が課題である。 現存クラブ維持のため、勧誘活動への助言や社会貢献活動のPR、また、市の補助申請手続に必要な書類作成において各会長の負担軽減を図る。
			シルバー人材センター管理運営支援(高齢福祉課)	高齢者が就労を通じた社会奉仕活動を行うことで、生きがいの充実や社会参加の機会づくり等の活動支援を図る。	平成29年度以降ほぼ横ばい傾向。(会員数) 平成29年度:414名 平成30年度:406名 令和元年度:410名 令和2年度:385名 (新規事業所数) 平成29年度:17件 平成30年度:11件 令和元年度:13件 令和2年度:20件	定年延長・再雇用制度等による入会者が年々減少する中、センターが提供する職種において長期的に安定した運営を目指すうえで、会員の確保と育成が課題である。 新規会員の入会促進に向け、女性会員の新規募集に特化した説明会や退会抑制のための事業のほか、入会説明会を毎月1回開催し、会報やチラシのほかFMゆうがお等を活用したPRに努める。また、各種講習会等により会員の育成を図る。

施策	取り組むこと	事業 No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた 課題・方向性
	生涯にわたり学べる機会づくりの推進	2	生涯学習推進事業 (生涯学習文化課)	毎年、生涯学習情報誌「エール」を発刊し、公民館講座やまちづくりリクエスト講座を周知し、市民の生涯学習の機会を提供する。	毎年3月に、公民館や生涯学習情報センター等の講座情報を掲載した「エール」を発行し、自治会を通じた全戸配布を行い、周知に努めている。エールについては市ホームページにもアップしている。	20～40代の現役世代の講座・講演会への参加が少ない傾向にある。令和2年にアンケート調査を実施したところ、「エールを知らない」「引っ越してきたので公民館が分からない」などの意見がみられた。現役世代・子育て世代が参加しやすい講座の内容を充実するとともに、エール等の周知に努める（市民課窓口
	市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくりの推進	3	スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)	市民のスポーツニーズに的確に対応しながらスポーツ振興を図る。市民が生涯をとおしてスポーツを楽しみ、取り組むきっかけとするため、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供しスポーツの振興を図る。また、障がい者の社会参加を促進するため障がい者スポーツ交流会を開催する。	平成30年度より日曜日開催の事業に参加できない方へスポーツを通じた交流の場を提供することを目的に、平日の夜にキンボールスポーツナイトデイ（講習会）を開催した。 令和元年度末1月ころより、世界的流行が発生した新型コロナウイルス感染症の影響から、令和元年度末から令和2年度にかけて市が主催するキン	参加人数の確保ができていないものもあり、交流の場としての役割を果たすにはさらに多くの参加者を集める必要がある。

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
基本目標3 『地域福祉を推進するためのしくみづくり』						
① 相談体制の充実 (計画書P67)	地域における相談窓口の周知と相談から適切なサービス利用に結びつく相談体制の充実	1	心配ごと相談事業、無料法律相談事業の実施(社会福祉課)	<p>広く住民の日常生活におけるあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談事業 毎月10回(2時間/1回) ・無料法律相談事業 毎月1回(3.5時間/1回) 	<p>両相談事業とも、社会福祉協議会に業務委託している。無料法律相談事業は毎月申し込みが多くキャンセル待ちが出ていることから、実施回数を毎月2回にし、受付件数を増やすこととした。</p> <p>なお、心配ごと相談事業は実績が減少傾向であることから、実施回数を毎月2回に減らし、社会福祉協議会の直営事業とした。</p> <p>(相談件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談事業 平成29年度:47件 平成30年度:55件 令和元年度:49件 令和2年度:37件 ・無料法律相談事業 平成29年度:96件 平成30年度:108件 令和元年度:112件 令和2年度:109件 	<p>令和3年度からの心配ごと相談事業の実施回数減少が市民サービスの低下とならないよう、社会福祉協議会と連携し相談事業に取り組んでいく。</p> <p>心配ごと相談事業は社会福祉協議会直営事業となったが、民生委員児童委員が相談員となっているため、連携し事業の支援をしていく。</p>
	民生委員・児童委員の活動推進と地域での情報提供・相談体制の強化	2	民生委員児童委員活動事業(社会福祉課)	<p>地域住民からの相談援助や福祉サービスについての情報提供などを的確に行えるよう、民生委員児童委員の研修会や勉強会などの支援を行う。</p>	<p>令和元年12月に民生委員児童委員の改選があり、約半数が新任となった。</p> <p>(相談・調査実態把握件数)</p> <p>平成29年度:5,050件 平成30年度:5,292件 令和元年度:4,304件(12月末日までの件数)</p>	<p>講演会にて、民生委員児童委員の活動やあるべき姿を学ぶことができたが、委員同士が活発に意見交換をして、委員の資質を向上できるように支援していかなければならない。</p>
	生活困窮者自立支援事業の周知と相談支援体制の充実	3	生活困窮者自立支援事業(社会福祉課)	<p>「制度の狭間」に置かれていた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するもので、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立を図る。</p>	<p>生活困窮者の自立に向け、関係機関と連携しながら、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っている。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルスによる失業や収入減少により多くの相談が発生したが、適切な情報提供や就労支援、貸付等により生活再建の支援が実施された。</p> <p>(生活困窮者自立相談受理件数)</p>	<p>住居確保給付金の相談等窓口を社協としたことで、生活支援と住居確保の相談が一本化された。そのため、市と社協のより一層の連携が求められる。</p>
	高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターの周知と相談体制の充実	4	地域包括支援センター運営協議会(高齢福祉課)	<p>下野市の地域包括支援センター運営に関する審議、委託先のマネジメントや支援につながるよう提言する。また、市が地域包括支援センターに提示した業務仕様書に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、不十分な点などについては、その改善の方法とともに探るための評価や検討を行う。</p>	<p>地域包括支援センター運営協議会での報告、協議を基に運営について後方支援している。(年2回開催。令和2年度は1回書面開催)</p> <p>(総合相談件数)</p> <p>平成29年度:15,122件 平成30年度:17,633件 令和元年度:13,015件(令和元年12月末日時点)</p>	<p>運営協議会を開催し、事業が適切に実施されているかどうか評価し、課題については対応策の検討を行っている。</p> <p>地域サロンや老人クラブに出向いての活動とおして、身近な相談窓口として周知する。</p> <p>広報紙やFMゆうがおなどで、引き続き周知活動を行っている。</p>
② 広報・啓発活動の強化(計画書P67)	市ホームページや広報紙を通じた福祉に関する情報のわかりやすい提供	1	広報誌、ホームページを活用した情報提供(社会福祉課)	<p>市民の地域福祉事業に対する理解・参加を促すため、広報・啓発活動の充実を図る。</p>	<p>市の保健福祉の内容が分かるガイドブックを毎年更新して配布している。</p> <p>転入者へ保健福祉ガイドブックを配布した。</p>	<p>保健福祉ガイドブックだけでなく、広報紙・ホームページも充実させる。</p> <p>今後も福祉事業を市民に分かりやすく伝えるように周知する。</p>
	市民に見やすい、読みやすい紙面づくりの推進	2	広報広聴業務事務費(総合政策課)	<p>市民に読みやすい「広報しもつけ」づくりをしていく。</p>	<p>広報記事作成上の留意点をまとめたマニュアルを改訂し、広報委員を通して職員に周知を図り、読みやすい記事の作成に努めている。</p>	<p>各課で掲載している記事内に、一般の市民に馴染みのない行政用語を用いているものが見受けられる。</p> <p>より市民の方が読みやすく、理解しやすい表現となるよう、改善していただく。</p>
	市ホームページや広報紙の内容の充実	3	広報広聴業務事務費(総合政策課)	<p>市政の啓発や行政情報、地域の話題等を広く市民に周知するため「広報しもつけ」を発行する。</p>	<p>多種多様な情報を求める市民ニーズに応えるため、毎月1回「広報しもつけ」を各戸配布するとともに、ホームページに電子版を掲載する。</p>	<p>各種市政情報に加え、福祉に関するイベントやお知らせについても定期的に掲載しているが、さらに様々な制度の紹介や情報提供を図りたい。</p> <p>担当部署と連携し、福祉に関する情報提供の充実を図る。</p>

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
書P69)	テレビや新聞、インターネットなどの情報媒体の積極的な活用	4	広報広聴業務事務費(総合政策課)	市ホームページの管理 マスメディアへの情報提供	<p>広報紙が、紙による配布からアプリでの閲覧が可能となり、発行と同時に見られる環境になった。また、市ホームページの更新や新たに広報しもつげを中心に紙媒体をデジタル化し、スマートフォンやタブレット端末に多言語で発信できるカタログポケットを導入した。</p> <p>市の取組や各種イベント等の情報は、定例記者会見のほか、随時新聞社へ情報提供している。</p>	<p>利用者が迅速に必要な情報にたどり着けるよう、ホームページの構成を工夫する必要がある。</p> <p>より利用しやすいHPとなるよう、各課と連携し改善と工夫を図る。</p>
③福祉・人権教育の推進(計画書P71)	人権講演会、講座の開催と周知・PR	1	人権啓発事業(市民協働推進課)	<p>市人権教育・啓発推進行動計画を基に、様々な場を通じた人権教育・啓発の推進。</p> <p>人権教育・啓発の重要課題の同和問題に関する差別意識の解消に向けた啓発の推進。</p>	<p>人権擁護委員の学校訪問等を実施している。街頭啓発は令和元年度から市内イベントにあわせて実施回数を増やしたが、令和2年度は中止。</p>	<p>市内イベントにおける街頭啓発時に人権相談を行ったが、相談者がいなかった。</p> <p>周囲に人がいる状況での相談窓口は使用しづらいと思われる。新型コロナウイルスに関する人権問題も含めて、様々な手法で効果的な人権啓発を行っていく。</p>
			市民人権講座 人権教育講演会(生涯学習文化課)	<p>法務省と全国人権擁護委員連合会が定めた人権週間の前後に人権に関する講座や講演会を行い、人権意識の醸成に寄与する。</p>	<p>H29～R2にかけて参加者数は概ね増加あるいは横ばい傾向にあり、市民の人権意識の醸成に寄与している。</p> <p>市民人権講座参加者数 110名→155名→96名→103名 人権教育講演会参加者数 120名→230名→225名→102名(新型コロナ</p>	<p>講座・講演会ともに受講者の年代が高くなっており、若年世代の参加が少ない。</p> <p>社会課題となっている人権問題は数多くあるため、社会情勢に沿った(求められる)テーマを設定する必要がある。</p> <p>講師の選定を含め、社会情勢に沿っ</p>
	人権擁護委員の設置と支援(市民協働推進課)	<p>人権擁護委員による小・中学校での人権教育の普及や、市開催の定期的な相談業務を行うことにより、人権意識の普及啓発を図る。</p>	<p>定期的に相談業務を実施しているほか、街頭啓発や学校訪問時における講話等で継続的に啓発活動を行っている。</p> <p>(人権の花運動にかかる学校訪問) 平成29年度：6小学校 平成30年度：6小学校 令和元年度：6小学校 (人権週間にかかる小中学校訪問) 平成29年度：16小中学校 平成30年度：16小中学校 令和元年度：15小中学校</p> <p>令和2年度は市内小学校11校、中学校4校で人権啓発実施</p>	<p>訪問の時期や啓発の内容等について、学校側とより緊密に調整・連携しながら、事業を推進していく。</p>		
	福祉意識の醸成					

施策	取り組むこと	事業No	事業名 (担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた 課題・方向性
	を図るための効果的な意識啓発や広報活動の推進	2	広報紙、ホームページを活用した情報提供 (社会福祉課)	市民の地域福祉事業に対する理解・参加を得るため、広報・啓発活動の充実を図る。	市の保健福祉の内容が分かるガイドブックを毎年更新して配布した。 転入者へ保健福祉ガイドブックを配布した。	保健福祉ガイドブックだけでなく、広報紙・ホームページも充実させる。 今後も福祉事業を市民に分かりやすく伝えるように周知する。
			ふくしフェスタ等のイベントでの周知・PR事業 (社会福祉課)	市内における地域福祉活動の一層の推進を図るため、ふくしフェスタを通して地域活動主体の周知・PRを図る。	11月のふしもつけ福祉フェスタのみならず、各課で行うイベント、講演会、講座等において福祉意識を向上させるための啓発を併せて行った。 令和2年度は中止	更なる福祉意識を向上させるための啓発活動を実施していく。
			ふくしフェスタ等のイベントでの周知・PR事業 (こども福祉課)	児童虐待防止活動の一環として、オレンジリボンキャンペーン事業を実施。	オレンジリボンキャンペーンとして、緊急時の連絡先等を記載した啓発用物品(カイロ、ティッシュ)を作成し、市役所や児童館等の各施設窓口に掲示・配布する。また、オレンジリボン	虐待の早期発見・早期支援に結び付けられるよう、関係機関との連携と、虐待の相談窓口の更なる啓発が必要である。
			民生委員児童委員強化週間の実施 (社会福祉課)	民生委員児童委員の強化週間の際に、各自で民生委員児童委員の活動について啓発活動を実施する。また、民生委員児童委員としての意欲向上のため研修会を開催する。	民生委員児童委員が高齢者や障がい者への自宅訪問の際に、PRカードやチラシを配付し、民生委員児童委員の役割や活動について周知した。また、民生委員児童委員としての意欲向上のため、毎年度強化週間の期間に開催	新任委員にとっては初めての周知活動であったが、コロナの影響により、強化週間の積極的な活動ができなかった。 強化週間に関わらず、事例を交えた研修の実施や、地域住民に民生委員児
福祉に関する学習機会の提供	3	しもつけ福祉塾の開催 (社会福祉課)	障がい福祉の普及啓発はもとより、誰もが助け合い安心して暮らしていける共生社会を目指して、市民と関係機関が共に学ぶ機会を「しもつけ福祉塾」として開催する。	令和元年度から基幹相談支援センターとなった下野市障がい児者相談支援センターが中心となって企画し、第1回は「共生型サービス」の内容で開催した。令和2年度は見送り。	障がいの理解や関心の高さが地域全体で不足しており、「障がい」の理解や関心を高めるための取り組みが必要である。 地域課題や社会情勢に応じた形で継続的に実施していく。	
		まちづくりリクエスト講座 (生涯学習文化課 (生涯学習情報センター))	市民等からの要請に基づき、団体が主催する集会等に出向き、市担当職員が講師となり専門知識を生かした学習会を出前講座として行う。	市民の学習機会を支援するため、毎年各課で担当できる講座内容を見直し、更新している。 (まちづくりリクエスト講座) 平成29年度：7件 平成30年	要請する市民の方、団体が毎年同じ傾向にある。今後も幅広く市民に活用していただけるよう本講座の周知に努める。 また、市民ニーズに合った講座を企画するとともに、有効な活用が図られ	
④ 地域リーダーの育成 (計画書P73)	リーダーの養成・研修機会の拡充	1	まちづくり入門講座 (生涯学習文化課 (公民館))	各公民館で「まちづくり講座」を実施し、ボランティア等の人材を育成している。	平成27年度から各館で年1～2講座を開催している。 ・国分寺公民館 平成29年度：2講座125名 平成30年度：2講座160名 令和元年度：2講座19名 ・石橋公民館 平成29年度：1講座36名 平成30年度：2講座114名 令和元年度：1講座26名 ・南河内公民館 平成29年度：1講座23名 平成30年度：1講座31名 令和元年度：1講座31名 ・南河内東公民館 平成29年度：1講座39名 平成30年度：1講座31名 令和元年度：1講座50名	実施から5か年が経過したが、受講希望者は少ない状況である。 多くの市民に対し、まちづくりに興味を持ってもらえるよう、関心を持ちやすい地域課題を取り入れた講座を企画し、実施につなげていく。

施策	取り組むこと	事業No	事業名(担当課)	事業内容	現行計画の進捗	次期計画に向けた課題・方向性
	地域福祉を推進するリーダーの育成	2	生活支援体制整備事業(高齢福祉課)	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進する。	令和元年度より社会福祉協議会への委託。 第1層協議体は新たに委員選出を行い、他事業との関わりを深めることや活発な意見交換が行われるよう努めた。 第2層協議体については、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの担当で議題や進め方を検討しながら協議内容の充実を図った。 平成29年度：第1層協議体(年2回) 第2層協議体(9月から生活圏域ごと月1回) 実態把握調査(4地区) 平成30年度：第1層協議体(年2回) 第2層協議体(生活圏域ごと月1回) 実態把握調査(5地区) 令和元年度：第1層協議体(年2回) 第2層協議体(生活圏域ごと月1回) 実態把握調査(6地区) 令和2年度：1層協議体(1回) 第2層協議体は月1回開催(4~7月、1~3月の開催は中止とした) 実態把握調査(3地区)	社会福祉協議会との連携強化を図り、第1層協議体などの開催を継続するほか、第2層生活支援コーディネーターが地域へ積極的に介入し、地域活動の中からその地域での地域資源や人材把握に努めていく。 養成講座の開催にとらわれず、生活支援コーディネーターが、サロンやボランティアを始めたい意向を個別にタイムリーに支援・指導することにより、活動が円滑に開始できることを目指す。
⑤ ボランティアの育成(計画書P74)	ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成強化	1	ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成(生涯学習文化課(生涯学習情報センター))	ボランティア入門講座や団体活動支援講座等を実施し、地域活動に関わるボランティアやボランティアコーディネーターを育成する。	ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成・支援を進めた。(生涯学習ボランティア自主企画講座) 平成29年度：4件 平成30年度：1件 令和元年度：2件 (生涯学習ボランティアコーディネーター)	活動できるボランティア団体の数を増やすとともに、コーディネート依頼者とボランティアのニーズに合ったコーディネートができるよう啓発に努める。
	地域におけるボランティアコーディネーターの社会的役割の認知に向けた周知活動の推進	2	ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成(生涯学習文化課(生涯学習情報センター))	ボランティア入門講座や団体活動支援講座等を実施し、地域活動に関わるボランティアやボランティアコーディネーターを育成する。	ボランティアバンク登録者の活動機会の創出と市民への学習機会の提供が図られた。	ボランティア団体が講師として活躍できる場を作り支援するとともに、市民のニーズに合った学習の機会を提供する。
	市民の生涯にわたる学習活動を総合的支援のためボランティア入門講座や各種指導者養成講座、スキルアップ講座などの学習機会の提供	3	生涯学習情報センター管理運営事業(生涯学習文化課(生涯学習情報センター))	市民の生涯学習活動を総合的に支援するため、学習情報及び相談窓口の一元化をはかるとともに、市民が培った学習の成果を社会に生かすことにより、生きがいや自己実現が図れるよう、ボランティア入門講座や各種指導者養成講座、スキルアップ講座などの学習機会を提供する。	複数のボランティア講座を年5~6回開催してきた。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため2講座は中止となり傾聴ボランティア講座のみの開催となった。	講座終了後、ボランティア団体への参加加入に結び付けられなかった。 講座の企画内容を再考し、受講生の団体への参加加入に結び付ける。